

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例及び  
横浜市墓地及び納骨堂に関する条例施行規則【関連部分抜粋】

○横浜市墓地及び納骨堂に関する条例

平成 5 年 3 月 29 日  
条例第 14 号

(指定管理者の指定等)

第 19 条 次に掲げる別表第 4 に掲げる墓地又は納骨堂の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(1) 別表第 4 に掲げる墓地又は納骨堂の施設及び設備の維持管理に関すること。

(2) その他市長が定める業務

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、別表第 4 に掲げる墓地又は納骨堂の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。
- 5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 22 条第 1 項に規定する横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第 20 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(管理の業務の評価)

第 21 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 19 条第 1 項各号に掲げる墓地又は納骨堂の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会)

第 22 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による第 19 条第 1 項各号に掲げる墓地又は納骨堂の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第 4 (第 16 条、第 19 条第 1 項及び第 4 項)

メモリアルグリーン  
日野こもれば納骨堂

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例及び  
横浜市墓地及び納骨堂に関する条例施行規則【関連部分抜粋】

○横浜市墓地及び納骨堂に関する条例施行規則

平成 5 年 3 月 29 日  
規則第 24 号

(指定申請書の提出等)

第 22 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第 16 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 19 条第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 条例別表第 4 に掲げる墓地又は納骨堂の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類